



# あまっこライツ通信

No. 5  
2026年 あき

皆さんは、自分の話を聞いてもらえなくて悲しくなったり、毎日ひどい言葉を言われて辛くなったことはありませんか？そんな時、あなたならどうしますか？

自分で「いや」「やめて」と言えればいいけれど、「むずかしいな」と感じることはありませんか？

私たち『あまっこけんりまもりたい』は、子どもの意見表明権をはじめとして、子ども自身がもっている権利を、うまく使えるようにお手伝いするところです。

ひとりで悩まず、困ったことがあれば、まずは気軽に相談してくださいね。一緒に解決方法を考えましょう！

## 子どものための権利擁護委員会 委員

委員長 曾我 智史（そが さとし）



みなさん、遊ぶ権利を  
使ってますか？

副委員長 吉池 毅志（よしいけ たかし）



くやしい思いをしたとき、  
ちゃんと話をきくよ！

専門委員 幾田 喜憲（いくた よしのり）



皆さん！  
会って話をしませんか

委員 古川 知子（ふるかわ ともこ）

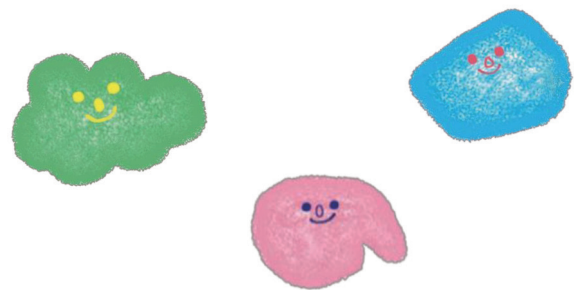


モヤモヤする気持ちを一緒  
にスッキリさせましょう！

委員 玉野 まりこ（たまの まりこ）



モヤモヤもイライラも、  
大事な気持ち



相談員…最初にお話を聞いて委員と連携して活動します。



内田相談員

ま  
待ってます



佐々木相談員

き  
聞かせて…  
どんな気持ち？



西村相談員

はな  
話そうよ



小島相談員

き  
なんでも聞かせて

【尼崎市子どものための権利擁護委員会（あまっこけんりまもりたい）】

■ 直接窓口： 尼崎市若王寺2-18-5 あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ2階

■ メール：[ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp)

■ 電話(無料)：0120-968-622

■ 受付時間：月～土曜日(祝日を除く)10時～18時になります♪



こ けんりようごいいんかい こ こ けんりじょうやく はっかんもと しょうがっかん  
子どものための権利擁護委員会では、『子どもによる子どものための「子どもの権利条約」(発刊元:小学館)』と

しょうせき こ けんりじょうやく すこ しょうかい  
いう書籍から『子どもの権利条約』を少しずつ紹介しています。

しょうせき はっかんとうじ なん がつ ちゅうがくせい ふたり おんな こ えいぶん じょうやく ふだん かいわ ほんやく  
この書籍は、発刊当時(1995年7月)中学生だった2人の女の子が、英文の条約を普段の会話のように翻訳した  
もので、みなさんの心にもきっと響く内容だと思います。

こんごう だい じょう けいさい  
今号では第12条を掲載します。

## だい じょう 第12条 ぼくらだって、言いたいことがある。

### 1 あか 赤ちゃんのうちはむりかもしれないけど、

すこ おお  
少し大きくなったら、

じぶん かんけい  
自分に関係あるすべてのことについて、

いけん おも かんが  
いろんな意見、思い、考えをもつ。

それはみんな、

ひと つた  
どんどんほかの人に伝えていいんだ。

くに おとな とし せいちょう かんが  
国は、大人たちがぼくらの年や成長をしっかり考えて

う  
きちんと受けとめるように、してほしい。

### 2 じぶん だから、ぼくらは、自分にかかわりがあることを、

す くに ほうりつ あ かた  
住んでいる国の法律に合うやり方で、

さいばんしょ なに き  
裁判所などで何かを決めるとき、

い いけん じゅうぶん ひょうげん き  
言いぶんや意見を十分に表現して、聞いてもらえるんだ。

じぶん い  
自分で言ってもいいし、

ひと か い  
ほかの人にたのんで代わりに言ってもらってもいい。



## こ けんりじょうやく げんそく ■ 子どもの権利条約の4原則

その④『ぼくらだって、言いたいことがある』【第12条】

い  
「言うてええねん！」…自分の思ってることは、  
はっきり言うていいんだよ！！

あか  
赤ちゃんも  
言うてええねん！

